

岩手県企業局管理規程第4号

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(上級の公務員) 第2条 宣誓条例第2条に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める者とする。 (1)・(2) [略] 2 [略]	(上級の公務員) 第2条 宣誓条例第2条第1項に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める者とする。 (1)・(2) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。